

令和8年度児島湖ヨシの刈取り・リサイクル事業委託仕様書

1 趣 旨

ヨシ群落は、水中の窒素やリンの栄養塩を吸収し、水質浄化に役立つとともに、魚類等の繁殖の場として重要な役割を担っている。このヨシ群落を良好な状態で維持するためには、枯死茎の刈取りにより株の再生を促進することが有効であるとされていることから、冬季に児島湖畔においてヨシの刈取りを実施するとともに、刈り取ったヨシを資源としてリサイクルし、その利活用を通じて児島湖への関心を高める。

また、併せて県民参加によるヨシに関する体験事業を実施することにより、児島湖に対する環境保全意識を高める。

2 業務内容

(1) 業務の概要

① ヨシの刈取り及びゴミの除去・分布図の作成

良好なヨシ群落を維持することで水質浄化効果及び親水性の向上を図るために、児島湖ヨシの枯死茎を刈り取り、刈取り区域及びその周辺のゴミを除去する。

また、現状の児島湖畔ヨシ群落分布図を作成する。ヨシ群落分布図の作成方法及び刈取り区域の設定等の具体的な内容は技術提案によるものとする。

② ヨシのリサイクル品の製作、利用

刈り取ったヨシは、農業用に堆肥及びマルチング材などにリサイクルするとともに、県民に広く配布可能なリサイクル製品を製作・配布することで、廃棄物を使用した製品開発や再生資材の利用を促進し、3R(「発生抑制(リデュース)」、「再使用(リユース)」、「再生利用(リサイクル)」)の推進に向けた取組等に繋げることとする。ヨシのリサイクル品の製作や利用の内容は技術提案によるものとする。

③ ヨシ及び児島湖の環境保全に関する体験事業

県民の児島湖に対する環境保全意識の啓発を図るために、広く県民から参加者を募集し、ヨシ及び児島湖の環境保全に関する体験事業を実施する。体験事業の内容は技術提案によるものとする。

(2) 業務の具体的内容

業務内容は、次の①～⑧とする。

① 県担当者及び関係機関との協議、打ち合わせ

- ・業務計画の執行管理等についての調整・協議
- ・廃棄物の処分等についての調整・協議
- ・刈り取ったヨシのリサイクル等に関する調整・協議
- ・ヨシに関する体験事業の実施に関する調整・協議

② ヨシの刈取り及びゴミの除去

・児島湖畔において適当な区域を定め、ヨシの刈取り区域内及びその周辺の清掃を行う。

・刈取り、清掃及び搬出の作業全般にわたり、ヨシ片等の飛散・流出などによる周辺の生活環境への影響を低減するとともに、廃棄物の処理に当たっては、関係法令に定める基準に従い適正に処理する。

・刈取り及び清掃区域は、別図のうち、ふれあい野鳥親水公園付近など親水性の向上が見込まれる区域を優先して選定し、刈取り面積は、25,000 m²程度（24,000 m²以上 30,000 m²未満）とし、具体的内容は技術提案による。なお、刈取り及び清掃区域には別図で示す倉敷川上流（刈取り困難地域）1,000 m²程度及び人工干潟 3,000 m²程度を含めることとする。

・刈取り時期は、株の再生を十分に促進する時期（冬期）とし、刈取り方法は、魚類及び鳥類の生息地・繁殖地であることも念頭に自然環境への影響を低減する方法（一部は手刈り）として、具体的内容は技術提案による。

③ 児島湖畔ヨシ群落分布図の作成

・現状の児島湖畔ヨシ群落について、存在状況を調査の上、分布図を作成する。

・児島湖畔ヨシ群落分布図について、「刈取り可能な地域」、「刈取り困難な地域」及び「刈取り不可な地域」を色分けして作成する。

・具体的な分布図作成方法（調査を含む）は技術提案による。

④ ヨシの農業分野でのリサイクル

・刈り取ったヨシは、原則として全量をリサイクル（④のリサイクル品の原料とするものを含む。）する。

・資源としてリサイクルし、再生資材の利用を促進することにより、3Rの推進に向けた事業者等の実務的な取り組みにつなげることとし、活用の具体的な内容は技術提案によるものとする。

⑤ ヨシを活用したリサイクル品の製作及び配布又は広報

・刈り取ったヨシを利用したリサイクル品を製作し、児島湖流域を生活等の拠点とする県民（県民への周知効果が高い場合、事業者を含む。）に広く配布する。または、広報効果の高いリサイクル品を製作し広く県民に広報する。

・刈り取ったヨシを使用して製作されたリサイクル品の利用を促進し、環境保全意識の啓発を図ることとし、製作・配布・広報の具体的な内容は技術提案によるものとする。

（例1）ヨシを用いてバインダーを作成し、町内会等に配布する。

（例2）ヨシを含有したノートやメモ帳を作成・配布する。

（例3）ヨシを含有した箸を作成し、飲食店等に配布する。

⑥ ヨシ及び児島湖の環境保全に関する体験事業

・県民を対象として、ヨシの水質浄化効果やその活用及び児島湖の環境保全について幅広い知識を提供し、参加者の環境意識を高める内容の体験事業を実施すること。

なお、体験事業の企画立案にあたっては、流出水対策地区に指定している岡山市南区北七区に着目した体験事業の実施を検討することとし、体験事業の企画内容、募集方法、実施に係る具体的な内容は、技術提案による。

（例1）ヨシの刈取り体験

県民に児島湖周辺のヨシの刈取りを体験してもらい、児島湖の環境保全や循環型社会について理解を深めてもらう。

（例2）ヨシのリサイクル体験

児島湖のヨシを材料にした工作体験（花瓶等の作成）に参加してもらい、ゴミの発生抑制や再使用の推進に関する意識を啓発する。

⑦ 業務完了報告

- ・ヨシの刈取り及び清掃作業の実施工程
- ・ヨシ群落分布図
- ・刈取り区域のヨシ群落の状況報告（面積、密度、草丈、ごみの状況等）
- ・現場管理写真（作業の各段階において適宜撮影すること。）
- ・運搬物集計表（日時、区域、種類、重量、運搬先、車種、台数等を記載のこと。）
- ・廃棄物を適正に処理したことを示す書類（計量票や証明書等）の写し
- ・ヨシのリサイクル品の製作工程、調整方法、製作品の写真
- ・ヨシのリサイクル品の集計表（利用方法ごとのヨシ使用量、製品の数量、配布先ごとの配布量）
- ・ヨシに関する体験事業の実施行程、調整方法、実施状況の写真
- ・ヨシに関する体験事業の集計表（日時、場所、内容、体験者数、スタッフ数）
- ・その他、業務遂行において必要な事項

⑧ その他

- ・実施施設に関する連絡調整に関すること。
- ・その他、業務遂行において必要な事項

3 委託予定期間

契約締結日 ～ 令和9年3月26日

4 委託の条件

業務受託者は業務の実施に当たり、次の条件を遵守すること。

なお、業務受託者がこれに反した場合、岡山県知事は委託契約額の一部又は全部を返還させることができるものとする。

- (1) 委託事業の実施に当たり、取得価格が10万円以上の機械、器具又は物品の使用が必要となる場合、当該備品の調達方法については、特段の事情がない限り、賃貸借契約（リース又はレンタル）により整備すること。やむを得ず委託業務を実施するに当たって、備品の取得が必要な場合にあっては、取得する備品の取得価格又は効用の増加価格は50万円を限度とし、50万円を超える備品の取得はできないものであること。
- (2) 委託事業の全部又は一部を第三者に再委託してはならない。ただし、あらかじめ県の承諾を得て、委託事業の一部について再委託する場合は、この限りでない。
- (3) 業務実施に当たっては次の事項に留意すること。
 - ① 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）等関係法令を遵守すること。
 - ② 周辺住民への迷惑や通行車両等の支障とならないよう十分配慮すること。
 - ③ 児島湖畔に飛来する水鳥等の生息に影響のないよう配慮すること。
 - ④ 業務の実施に当たっては、土地改良区等の関係する機関と事前に協議すること。
 - ⑤ 業務の実施に当たっては県の指示に従うこと。

5 その他

- (1) 応募に要する費用は、すべて応募者の負担とする。
- (2) 採否にかかわらず、県へ提出された提案書等は返却しない。
- (3) 業務実施に当たっては、役割分担・責任体制等を明確にするとともに、業務受託者

は県と連絡を密にすること。

(4) 技術提案書には、事業実施に要する経費見積を添付すること。

6 連絡先・書類提出先

〒700-8570 岡山市北区内山下二丁目4番6号

岡山県環境文化部環境管理課 担当者：長谷川

電話番号 086-226-7301

ファクシミリ番号 086-224-2147